(e)　概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

(f)　現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を透明性の観点から明示する。

3　留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」は、他の全ての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、

(a)　「ＪＳＩＣ」とは、総務省が作成し、二千十三年十月三十日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

(b)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）の番号をいう。

日本国の表

一

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条）
概要	経営幹部及び取締役会（第七条）
現行の措置	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　イスラエル国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　イスラエル国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の役員、理事又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。

二

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条）
概要	経営幹部及び取締役会（第七条）
現行の措置	指定された企業又は政府機関（以下この留保事項において「企業等」という。）にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなる場合には、日本国は、これらの活動に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

三

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	最恵国待遇（第三条）
概要	日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	(a)　(b)　航空 (b)　(c)　漁業 (c)　海事（海難救助を含む。）

四

分野	全ての分野
小分野	
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
概要	補助金については、イスラエル国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
現行の措置	

五

分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業 宇宙開発産業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）
概要	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野	武器・火薬産業
小分野	武器産業 火薬類製造業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）
概要	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七

分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	
関連する義務	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）
概要	日本国は、「小分野」に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

八

分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八〇九三　遊漁船業
関連する義務	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 経営幹部及び取締役会（第七条）
概要	日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a)　水産資源の採取を伴わない調査 (b)　集魚 (c)　漁獲物の保蔵及び加工 (d)　漁獲物及びその製品の輸送 (e)　漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	